

2006年度版環境基本計画年次報告書に対する 市民意見とその対応措置

環境施策の計画的な推進や適切な環境配慮の実施等について、その実効性を担保していくため、環境基本条例において設けられた環境調整会議、環境審議会、年次報告書の公表等の制度に基づき、進行管理を図っています。

点検・評価の内容は、環境調整会議等に報告するとともに、市民から提出された意見を取りまとめ、関係機関への周知を図っています。

2006年度版環境基本計画年次報告書に対する市民意見と市の対応措置の概要は、次のとおりです。

1 健康な市民生活が営める安全なまちに向けて

項目	市民意見要旨	対応措置
大気汚染	SPMとNO ₂ の環境基準の達成率（ただし長期的評価）は良くなっているが、汚染濃度の推移は依然厳しい状況にある。今後、環境基準の総達成を図ることはもちろん、一日も早く市の「環境目標値」の達成に向けて、各種の対策・施策を進めるべきだ。そのため、達成年次を早急に定めること。	浮遊粒子状物質について、全測定局が環境基準の長期的評価で達成していましたが、短期的評価では非達成の局があり、また、二酸化窒素についても自排局9局中3局で非達成な状況です。当面、環境基準の確実な達成とその維持を目標に、大気環境の改善に向けた取組を推進してまいります。
大気汚染	NO ₂ の総合対策を進める一環として、新たに環境目標値の中にSPMやSO ₂ と同様、短期の指針値（例えば1時間値0.1ppm）を市独自に設定することを提案する。国の中公審専門委員会の報告等を踏まえ、是非検討されたい。これは、大気汚染による、健康被害の防止と発生源対策にも役立つはずだ。	現在の環境基準の設定にあたっては、国において中央公害対策審議会専門委員会報告の提案を最大限尊重し、十分な科学的根拠を基に、「人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準」として設定しております。川崎市においては、二酸化窒素について、環境目標値の達成に向けた段階的な目標として、この環境基準と同じ値を対策目標値に定めておりますが、この対策目標値について、環境濃度の状況や対策の進捗状況に応じて適宜見直すこととしております。当面、環境基準の確実な達成とその維持を目標に、大気環境の改善に向けた取組を推進してまいります。
大気汚染	自動車からの大気汚染物質の排出量の削減に比べると、大手工場からの排出量が圧倒的に多いにもかかわらず、その削減の程度やテンポは遅い。バスケット方式による規制も勘案しながら、これへの対策をさらに強力に進めるべきだ。	工場・事業場からの大気汚染物質の排出量について、条例で対策目標量を定め、市独自の規制方式（バスケット規制）を導入するなど、排出総量の削減に向けた各種取組の総合的な推進に努めています。平成17年度における固定発生源からの排出量は、対策目標量を初めて下回り、臨海部における産業構造の転換の影響もありますが、各種の対策の着実な進捗の効果とも言えます。今後、大気環境の改善に向けて、大気汚染物質排出量の将来推計や、より一層の効果的な大気環境改善方策の検討を行いながら、大気環境の改善に向けた取組を推進してまいります。
大気汚染	なぜ、光化学スモッグの発生に歯止めがかからないのか、気象条件・発生源の種類・原因物質の排出量等の状況をふまえ、総合的に検討すべき時期に来ていると考える。	光化学オキシダントの生成要因につきましては、これまで広域的に連携して研究しておりますが、抜本的な解明にいたらず、光化学オキシダントによる汚染が依然として深刻な状況です。窒素酸化物や揮発性有機化合物（VOC）などの原因物質の排出のほか、ヒートアイランド現象との関連性も指摘されている中、最近では高濃度の長時間化も見られることから、今後、汚染実態の解明など、光化学オキシダント対策をより一層進めてまいります。
大気汚染	大気汚染が主因と考えられる「ぜん息」が、全市的に増加している。昨年6月成立した「川崎市成人ぜん息医療費助成条例」は、患者の経済的負担の軽減対策としては評価できるが、制度の基本性格が「総合アレルギー対策」となっており重大だ。公害対策の一環として、ただちに制度の改善を求める。	国が進めている総合アレルギー対策において、ぜん息死ゼロ作戦を展開する方針を打ち出しており、その趣旨に則り、発症が何に起因するかを問わず気管支ぜん息という疾病そのものに着目し、本制度を策定しております。 市内全域で増加している気管支ぜん息患者の経済的負担を少しでも軽減するため、広く気管支ぜん息患者に助成を行うことを主眼にしておりますことをご理解いただければと存じます。

2 うるおいとやすらぎのある快適なまちに向けて

項目	市民意見要旨	対応措置
水辺	川崎区や幸区には、池を除くと内陸部に水路や用水等の水辺がない。川崎市は、「二ヶ領用水総合基本計画」に基づき“江川せせらぎ”などの用水を再現してきたが、川崎区や幸区においても同様に再現に向け努力して欲しい。でないと、南部と中・北部との「環境享受の格差」は解消されない。	川崎区や幸区においては、二ヶ領用水の流末として大師掘、町田掘の整備を行っております。大師掘については昭和61年から62年かけて親水整備を行っており、並行して流れる町田掘については平成13年にワークショップを行い、平成14年から15年にかけて親水整備を行っているところです。 また、このような水路が残っていない川崎区においては大師公園の園内にせせらぎ水路を整備するなどの親水整備を行っておりますので御理解ください。
緑	年々、市内の樹林地や農地が減少していくのは看過できない。目標値を現状よりもかなり低く設定しているのも問題だ。川崎市は、現在「緑の基本計画」の改定を進めているが、残された緑の保全是もちろん、現状以上の高い確保目標を掲げ、緑地の少ない南部を中心に植樹や緑化を積極的に推進して欲しい。斜面緑地の開発はもってのほか。	緑の確保に関する目標値の数値について、本市の立地状況や土地利用の特性を勘案しますと、樹林地や農地については、現況量をそのまま保全することは非常に困難であると考えております。とりわけ、樹林地については斜面緑地総合評価に基づき保全施策を進めているところですが、地権者の意向により大きく施策成果が左右されることも御理解していただきたいと思います。また、緑の少ない南部地区については市街化が進んでいることから、これまでの緑のストックを効果的に活用しながら、その環境整備を進めるとともに、臨海部の事業所緑化の推進などを進めているところです。いずれにしましても、現在、緑の基本計画の改定を進めておりますので、前述した緑を取り巻く現状を十分に勘案しながら、新たな計画づくりに取り組んでまいります。

3 地球環境にやさしい持続可能な循環型のまちに向けて

項目	市民意見要旨	対応措置
地球温暖化	川崎市内で二酸化炭素の測定を始めることについて、2004年度版市民意見の回答は、「現在常時監視している項目等を勘案して検討してまいります」としていたのに、2005年度版では「今後も県が行っている濃度測定データも活用し」と、先の回答を無にするかのような印象を受ける。これでは後退でないか。政令都市として、全国に誇れる温暖化対策を進めるのであれば、自前の測定機を市内に設置し、そのデータを踏まえて対策を進めるのが当然だ。	温暖化の指標となる二酸化炭素濃度の測定は、人的活動の影響を受けにくい地点での測定が必要です。監視体制のあり方を検討した結果、神奈川県や気象庁（岩手県大船渡市綾里観測所等で測定）の濃度測定データを使用することで対応が可能なものと考え、これらのデータを活用してまいります。
地球温暖化	二酸化炭素の削減目標が、いつまでも全国と同じ6%（2010年／基準年）では、先のIPPCの報告にあるようにこのままでは地球環境を防止することはできない。将来50%程度の削減をする長期目標を掲げるとともに、当面少なくとも、同じ政令市である名古屋市・京都市と同じ10%に引き上げることを求める。	2010年に温室効果ガス排出量を6%削減するという目標は、2004年に改訂した川崎市地球温暖化対策地域推進計画で定めた数値です。国の京都議定書目標達成計画では、森林吸収によって3.9%、京都メカニズムによって1.6%それぞれ削減することとなっておりますが、川崎市の目標は、それらを勘案しない純減目標ですので、京都議定書目標達成に貢献できるものと考えております。ただし、2010年以降については地域推進計画の改訂を予定しておりますので、IPCC報告や情勢変化を注視し、数値目標についても見直しの検討を行ってまいります。
酸性雨	酸性雨についての我々の要望を受け入れ、麻生だけでなく田島でも測定をし、またpH（ペーハー）だけでなく導電率の結果等についても記載することになったことは、市民に実態を知らせ啓蒙となり評価できる。酸性雨をなくすためにも大気汚染対策の強化を。	酸性雨は、大気環境への負荷が生態系などに影響を及ぼす恐れのある地球規模の問題です。これへの対応としては、引き続き観測を継続していくとともに、大気汚染対策について、地球環境の保全も視野に入れた効果的な取組の推進に努めてまいります。

4 環境配慮指針の実施状況

項目	市民意見要旨	対応措置
主体別環境配慮指針	2005年度版市民意見の回答の中で、事業者の自主的取組である「環境負荷低減行動計画」や環境行動事業所の認定に関し、その「環境負荷の低減効果について検証してまいります」と回答しているが、情報公開と市民のチェックが保障される等、この制度の内容拡充と実効性がさらに高まるよう改善されることを期待している。	環境行動事業所については、すでに受付窓口やホームページで認定事業所を公表しているところです。今後は、対象事業所に対し、法令順守はもとより環境負荷低減行動計画の趣旨に基づき、一層の自主的・自律的な取組を進めるとともに、その取組等を市民へ公表するよう働きかけてまいります。

5 基本計画の総合的推進施策

項目	市民意見要旨	対応措置
環境影響評価	市が、これまで進めてきた公害行政の最大の教訓は、何よりも予防であったはず。全国に先駆けて、環境アセスメント条例を制定したのは評価できるが、現在「計画段階のアセス」の制度化で、他の自治体に遅れをとっていることは遺憾なことである。情報公開も市民参加もなく、公共事業だけを対象にした現行の「環境調査制度」は、全く不十分である。民間の開発計画を含む、「戦略的アセスメント」を早急に制度化することを強く求める。	本市の計画段階における環境配慮に関する制度といたしましては、環境基本条例に基づく環境調査制度のほかに、平成11年12月公布（平成12年12月施行）の新たな環境影響評価に関する条例において環境配慮計画書の手続を定めております。この制度は、市が行おうとする第1種行為（環境影響評価に関する条例に規定する指定開発行為のうち、環境に特に著しい影響を及ぼすおそれのあるもの）のうち、環境に特に配慮する必要がある事業について、計画段階における環境配慮計画書を作成し、これを縦覧に供し、環境保全の見地からの市民意見を求めるものです。 これらの既存制度の運用状況や環境省から示された「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」等を踏まえ、既存制度の検討を行ってまいりたいと考えております。
全般	環境基本計画が目指す環境像は、「人と環境が共生する都市」であり安全・快適等のまちを取り戻すことである。最初の年次報告書（95年度版）が公表されてから、10年余になるが、この間の川崎市の環境は良くなる方向に向かっているのかどうか。公害・環境の現状を踏まえ、その基本認識を示してもらいたい。（30～40年も昔との比較は要らない）。	環境基本計画では計画が目指す環境像を実現するため、関連する環境要素ごとに目標や施策を提示し、これらの目標や施策の達成状況を測るための指標を示しており、年次報告書の作成・公表を通じて目標や施策の進捗状況を管理しています。 また、計画の推進に当っては、環境調査制度の手続や環境教育・学習の推進、市民、事業者、市のパートナーシップの構築等を通じて取り組んでおります。 これらの取組により、個々の指標では達成していない項目があるものの、多くの指標で改善が見られます。また、年次報告書の一部につきましては、経年のデータを盛り込んで作成することで環境審議会での評価を受けており、今後も経年の評価をいただける方向で年次報告書を作成するよう努めてまいります。 以上のことをとおして今後とも引き続き目標の達成に向け取組を推進してまいります。
その他	先日、東京電力東扇島火力発電所における、環境アセスメント条例に違反する行為が明らかになった。立入調査の結果とともに、こうした事実について報告書に率先して記載することが、今後再発を防止するためにも必要と考える。	環境基本計画年次報告書は、環境基本条例に基づき、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、目標の達成状況や施策の実施状況を示すものとなっております。 なお、御指摘の火力発電所の件については、報告内容を立入により確認するなど適切に対応しております。 また、年度ごとの立入検査等の件数については、事業概要（公害編）等に掲載されますが、本件についても件数としてカウントされる対象になります。